

別表2-1(第6条、第7条関係)

保育所等整備交付金交付要綱に基づく保育所等に係る施設整備事業

単位:千円

基準額1施設当たり		備考	
本体工事費(工事事務費を含む。)			
定員	定員20名以下	111,300	工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等))は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。 増築、一部増改築等、定員の全てが工事に係らない場合、工事に係る定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とする。工事に係る定員数が算定できない場合は「定員数=総定員数×改築面積/整備後の総面積」で算定する。いずれの場合も、小数点以下の端数は、切り捨てる。
	定員21～30名	116,700	
	定員31～40名	135,600	
	定員41～70名	154,650	
	定員71～100名	200,850	
	定員101～130名	241,650	
	定員131～160名	279,750	
特殊附帯工事	15,330	平成20年6月12日雇児発第0612004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」を準用して整備すること。	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
	定員20名以下	52	
	定員21～30名	40	
	定員31～40名	33	
	定員41～70名	28	
	定員71～100名	22	
	定員101～130名	19	
定員131～160名	18		
土地借料加算	45,000	新たに土地を賃借して認可保育所を整備する場合に限る。また、補助対象期間は、土地賃借料が発生した日から開設の前日までとする。ただし、保育所等整備交付金内示後に締結した土地の賃貸借契約に限る。	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、東京国税局長が定める路線価に基づく相続税における評価額の算出方法により算出された額の4分の3		
地域の余裕スペース活用促進加算	15,795	地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して認可保育所を整備する場合において、本体工事費の補助基準額に加算する。	

別表2-2(第6条、第7条関係)

保育所等改修費等支援事業実施要綱に基づく賃貸物件による保育所改修費等に係る事業

単位:千円

基準額1施設当たり		備考
本体工事費		
定員	定員20名以下	111,300
	定員21～30名	116,800
	定員31～40名	135,600
	定員41～70名	154,700
	定員71～100名	201,000
	定員101～130名	241,700
	定員131～160名	279,800
補助対象経費のうち、賃借料については、当該年度の4月1日以降、開所までに発生するものに限る。ただし、当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以降に開所する場合は、補助を受けた日の属する年度の3月31日までの間とする。 なお、本事業による賃借料の補助は、1の保育所又は事業所につき1回限りとする。		

別表3(第6条、第7条関係)

保育所等整備交付金交付要綱に基づく小規模保育事業所に係る施設整備事業

単位:千円

基準額1施設当たり		備考
本体工事費		
定員20名以下		111,300
特殊附帯工事	15,330	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	52
土地借料加算	45,000	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、東京国税局長が定める路線価に基づく相続税における評価額の算出方法により算出された額の4分の3	
地域の余裕スペース活用促進加算	15,795	
新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に限る。また、補助対象期間は、土地賃借料が発生した日から開設の前日までとする。ただし、保育所等整備交付金内示後に締結した土地の賃貸借契約に限る。		
地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事費の補助基準額に加算する。		

別表4-1(第6条、第7条関係)

保育所等整備交付金交付要綱に基づく保育所等に係る施設整備事業に係る高騰加算

単位:千円

基準額1施設当たり		備考	
本体工事費		既存補助事業の補助基準額を超えた経費(工事経費等に係る実支出額に限る。)を対象とする。	
定員	定員20名以下		27,825
	定員21～30名		29,175
	定員31～40名		33,900
	定員41～70名		38,662
	定員71～100名		50,212
	定員101～130名		60,412
	定員131～160名		69,937
特殊附帯工事		3,832	
地域の余裕スペース活用促進加算		3,948	

別表4-2(第6条、第7条関係)

保育所等改修費等支援事業実施要綱に基づく賃貸物件による保育所改修費等に係る事業に係る高騰加算

単位:千円

基準額1施設当たり		備考	
本体工事費		既存補助事業の補助基準額を超えた経費(工事経費等に係る実支出額に限り、建物賃借料等を除く。)を対象とする。	
定員	定員20名以下		27,825
	定員21～30名		29,175
	定員31～40名		33,900
	定員41～70名		38,662
	定員71～100名		50,212
	定員101～130名		60,412
	定員131～160名		69,937

別表4-3(第6条、第7条関係)

保育所等整備交付金交付要綱に基づく小規模保育事業所に係る施設整備事業に係る高騰加算

単位:千円

基準額1施設当たり		備考
本体工事費		既存補助事業の補助基準額を超えた経費(工事経費等に係る実支出額に限る。)を対象とする。
定員20名以下	27,825	
特殊附帯工事	3,832	
地域の余裕スペース活用促進加算	3,948	

別表5(第6条、第7条関係)

保育所等賃借料補助事業実施要綱に基づく補助事業に係る事業

単位:千円

基準額1施設当たり			備考
認可保育所 (平成29年度開設園)	開設後1～3年目	30,000	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開設した認可保育所を対象とする。
	開設後4～6年目	15,000	
認可保育所 (平成30年4月1日開設園)	開設後1～5年目	45,000	平成30年4月1日に開設した認可保育所を対象とする。
	開設後6年目	22,000	
認可保育所 (平成30年4月2日以降開設園)	開設後1～10年目	45,000	平成30年4月2日から令和3年4月1日までに開設した認可保育所を対象とする。
小規模保育事業所 家庭的保育事業所 (平成29年度開設園)	開設後1～3年目	15,000	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開設した小規模保育事業所及び家庭的保育事業所(家庭的保育者の居宅を兼ねる事業所を除く。)を対象とする。
	開設後4～6年目	7,500	
小規模保育事業所 家庭的保育事業所 事業所内保育事業所 (平成30年度以降開設園)	開設後1～5年目	22,500	平成30年4月1日から令和3年4月1日までに開設した小規模保育事業所、家庭的保育事業所(家庭的保育者の居宅を兼ねる事業所を除く。)及び事業所内保育事業所を対象とする。
	開設後6年目	22,000	